

## 施設基準の遵守および一時的な人員不足等の対応に関する事項

当院では、患者さんに安全で質の高い医療を提供するため、厚生労働大臣が定める「施設基準」を遵守し、地方厚生局へ適切に届け出た上で診療を行っております。

### 1. 施設基準の遵守について（共通事項）

- 当院は、算定しているすべての診療料および加算項目において、定められた人員配置、設備、および情報の公開に関する基準を満たしています。
- 診療報酬の算定にあたっては、健康保険法および関連法規を遵守し、適正な請求を行っております。

### 2. 一時的な人員不足等に対する特例措置について

医療従事者の急な退職、病気療養、産休・育休の取得など、やむを得ない事情により、一時的に法令で定められた人員配置基準を下回る状況が生じる場合があります。その際、当院では以下の通り対応いたします。

- **速やかな報告：** 人員不足が生じた場合は、直ちに地方厚生局へ状況を報告いたします。
- **安全の確保：** 人員が一時的に不足している期間であっても、他のスタッフによるバックアップ体制を強化し、患者さんの診療や看護の安全に支障が出ないよう最優先で対応いたします。
- **早期の解消：** 基準を満たす人員を確保するため、速やかに採用活動や増員を行い、適正な体制への復帰に努めます。

### 3. 情報の公開と透明性

当院が届け出ている具体的な施設基準（加算項目）の一覧は、本ウェブサイト内および院内の掲示板にて公開しております。また、算定内容に関するご質問は、会計窓口にて随時承っております。